

## 教育・保育給付の支給認定に関する基準（支給認定基準）（案）の概要について

新制度では、教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、市に「保育の必要性」についての認定の申請をし、市は、客観的基準に基づき「保育の必要があるかどうかや、保護者の就労時間等に応じて保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用にあたるかの認定を市が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、幼稚園は、直接幼稚園に、保育所は、市に利用を申し込むこととなります。

保育が必要な事由などの支給認定については国で定められますが、実際の運用にあたっては、本市における現在の運用状況を踏まえながら、優先利用等を考慮にいれ入所の調整を行います。

### <子ども・子育て支援法による認定区分>

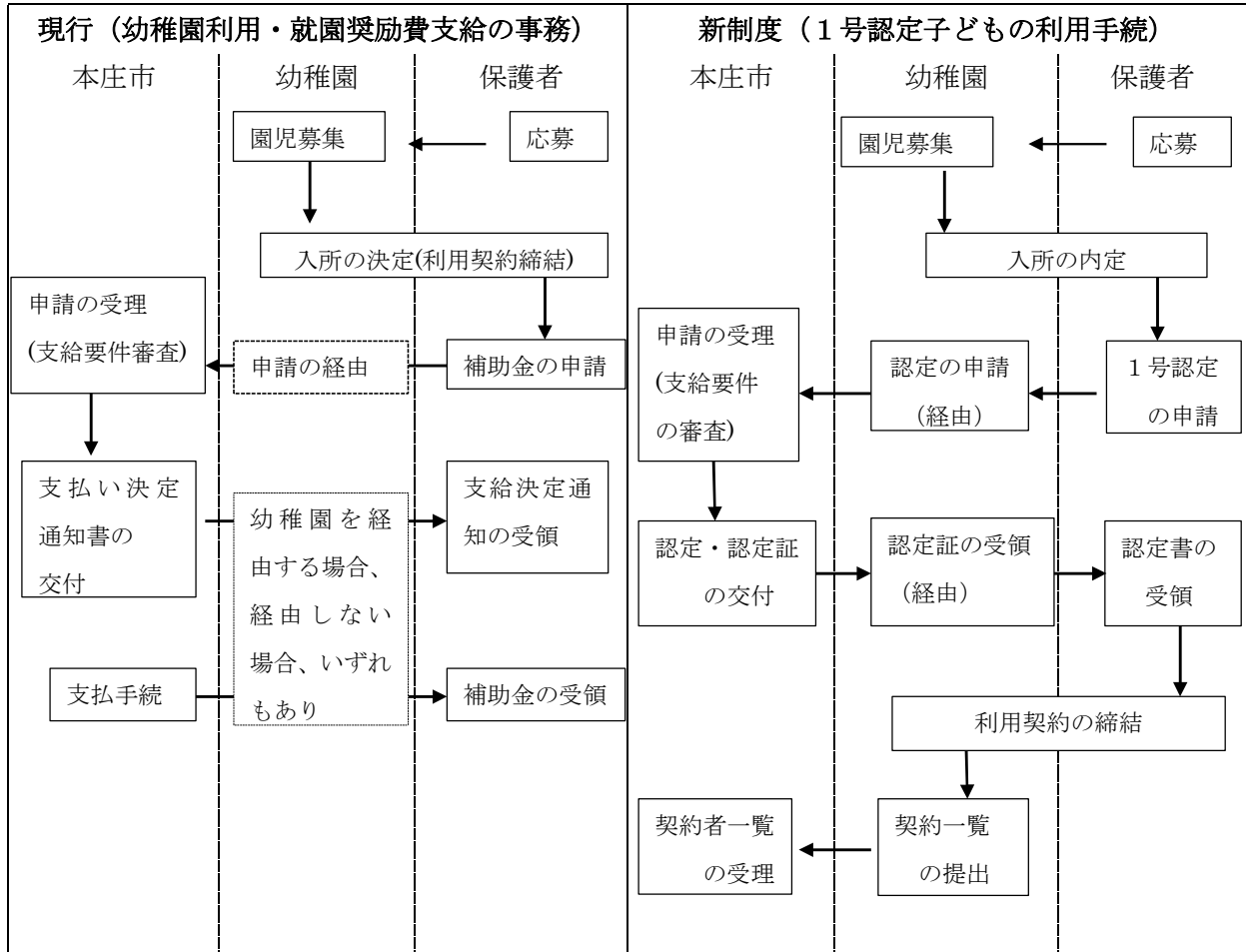
| 年齢区分      | 保育の要・不要 | 認定区分           | 利用できる施設・事業（原則）     |
|-----------|---------|----------------|--------------------|
| 満3歳<br>以上 | 保育不要    | 教育標準時間認定(1号認定) | 認定子ども園・幼稚園         |
|           | 保育必要    | 保育認定(2号認定)     | 認定子ども園・保育所         |
| 満3歳<br>未満 | 保育不要    | 認定対象外          | —                  |
|           | 保育必要    | 保育認定(3号認定)     | 認定子ども園・保育所・地域型保育事業 |

※認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

※保育が必要な子どもが、幼稚園を利用することもあります。

< 現行制度と新制度の支給認定手続の事務の流れ >

幼稚園のみの利用（教育標準時間認定）の場合



## 保育認定の場合

| <p style="text-align: center;"><b>現行制度</b></p> <p style="text-align: center;">(保育所入所までの流れ (4/1 入所の場合))</p> <p style="text-align: center;">※年度途中も、おおむね同じ</p>  | <p style="text-align: center;"><b>新制度</b></p> <p style="text-align: center;">(保育を必要とする場合の手順)</p>   |
|--|--|
| <p>子育て支援課への事前相談・保育所見学</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>11月中旬 必要書類を添え、一斉申込み<br/>・保育に欠ける旨を証明する書類<br/>・所得証明 (源泉徴収票等)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1月～ 審査・調査<br/>保育に欠けるか、入所可能かを保育所ごとに選考実施。入所可能人数の枠を超えた申請があった場合のみ、入所審査内部基準の点数票を用いた選考。<br/>選考の結果、第1希望の園へ入所ができない場合はその都度調整 (他の園へ入所、又は入所待機)。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2月 入所承諾書送付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3月 保育料決定通知送付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入所</span><br/>・市町村と契約、保育料を市に支払い</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入所待機</span><br/>・年度内は、希望保育所に空きが出次第、随時選考。</p> | <p>(保護者) 保育の必要性の認定申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(本庄市) 保育の必要性の認定・認定証の交付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(保護者) 保育利用の申込 (希望する施設名を記載)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(本庄市) 利用調整</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(本庄市) 利用可能な施設の<sup>あっせん</sup>斡旋・要請</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="798 1052 1101 1299" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>私立保育所</b></p> <p>保護者と市の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料は市へ支払い</li> <li>・市から保育所へ委託費を支払い</li> </ul> </div> <div data-bbox="1133 1052 1404 1680" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>認定子ども園・公立保育所・地域型保育事業</b></p> <p>保護者と施設・事業者の契約 (公立保育所は施設の設置者が市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料は施設・事業者へ支払い</li> <li>・市から施設・事業者施設型給付又は地域型給付を支払い(決定代理受領)</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※ 同時<br/>手続<br/>可能</p> |

<支給認定に関する基準>

現行：本庄市保育所における保育に関する条例で保育の実施基準を規定

新制度：保護者の申請を受けた市町村が、以下の3点に基づき、保育の必要性を認定

- ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※現行入所できている児童が、新制度移行によって退所にならないよう留意が必要とされている。

|      | 現行制度（本庄市）  | 新制度   |
|------|--|---|
| 対象児童 | <p>常時保育に欠ける児童</p>  | <p>保育の必要性の認定を受けた児童</p>  |
|      | <p><u>保育に欠ける事由</u></p> <p>保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。</p> <p><u>本庄市保育所における保育に関する条例第2条(3)</u><br/><u>(平成18年1月10日 条例第106号)</u></p> | <p><u>保育が必要な事由</u></p> <p>以下のいずれかの事由に該当すること。</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することが出来る場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。）</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> |

|      |  |   |
|------|--|---|
| 対象児童 | <p>※常態の定義・・・1日実働4時間以上かつ週3日以上を基準とする</p> <p>※育児休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいる場合は、継続利用可。</p> <p>育児休業に伴う入所の取扱いについて(平成14年2月22日 雇児保発第0222001号 通知)</p> | <p>※保育標準時間 1週あたり30時間程度以上</p> <p>保育短時間 下限 1月48～64時間の間で市町村が定める時間</p> <p>※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない</p>  |
| 認定区分 | <p><b>1区分</b></p> <p>最大11時間/日、年間約300日</p> <p>保育時間(原則1日8時間、延長あり)</p> <p>開所時間:11時間</p>   | <p><b>2区分</b></p> <p>保育標準時間(1日11時間までの利用に対応)</p> <p>平均275時間/月(212時間超・292時間以下)</p> <p>保育短時間(1日8時間までの利用に対応)</p> <p>平均200時間/月(212時間以下)</p> <p>※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない</p> <p>※現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じる</p> |
| 保育料  | <p>応能負担(保育時間による区分はなし)</p> <p>保育標準時間 A円/月</p>   | <p>応能負担(保育標準時間と短時間の2区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間 A円/月</li> <li>・保育短時間 A円×一定割合/月</li> </ul>  |
| 利用定員 | <p>一律</p> <p>例) 90名</p>  | <p>保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能</p> <p>例) 保育標準時間60名、保育短時間30名</p>   |

<優先利用について>

|      | 現行制度（本庄市）   | 新制度   |
|------|---|---|
| 優先利用 | <p>保育所入所可能人数の枠を超えた入所申請があった場合のみ、入所審査内部基準の点数表を用い入所選考を行います。</p> <p>【基準点】</p> <p>就労の形態により、基準点が上下する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中7時間以上の勤務</li> <li>・日中5時間以上の7時間未満の勤務</li> <li>・日中4時間の勤務</li> <li>・内職</li> <li>・求職中</li> </ul> <p>等（疾病及び介護、妊娠・出産、家庭の災害等でも基準点がつきます）</p> <p>【優先度による基準点への加点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭（保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて（平成15年3月31日 雇児発第0331011号通知））</li> <li>・兄弟姉妹がすでに入所している</li> <li>・本庄市内在住</li> <li>・児童福祉の観点から特に調整が必要とされた場合（特別な支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について（平成16年8月13日 雇児発第0813003号通知））</li> </ul> <p>【基準点からの減点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹を、別居している祖父母等が保育</li> <li>・保育料滞納者</li> </ul> | <p>運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、調整上で加算点にして優先度を高めるなど、それぞれ検討・運用していく</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</li> <li>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合</li> <li>・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</li> <li>・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合</li> </ul> </li> <li>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨その他市町村が定める事由 <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮</li> <li>・人材確保・育成や就業継続の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に際しての配慮</li> <li>・放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に際しての配慮</li> </ul> </li> </ol> |

